

澤長

VI
423

「大民法」について

6-4
449

春山 52

一、大民法の草案を確立するため立法的措置については文部省においても、かねて研究中であつたが今度CIEから別紙の如き「大民法」草案要綱が文部省及び教育刷新委員会に示された。CIEは、この案に基いて十分な研究がなされ、できるだけ早い機会にこの法案が国会に提出され、ことを要請している。

文部省においては過日国立総合大学総長会議にこの案を附議し、大民法においても三意研究の上大々側の成案を得て、文部省と打合せることになつており、教育刷新委員会においてもこの案について審議中である。尙官立大々についても協議するよう準備中である。

二、「大民法」草案要綱の内容中特に留意すべき諸点は次の如くである。

(1)この法律の適用の範囲は一應国立^及公立大々に限られていること

(2)大々教育に関する種々の重要事項に關し報告す。ために中央審議會を設ける。

この審議會は、国立、公立大々長より三名衆議院、参議院文教委員会

より各一名、國會の承認により文部大臣の任命するもの七名合計十五名の委員によつて組織される。

(3)各大々に十三名の委員より成る管理委員会を設け大々の組織及び行政に關し審議、遂行両面の一般方針を定めること

十三名の委員は、國家代表三名、都道府縣^県代表三名、同窓会代表三名、教授代表三名、当該大々の校長である。

(4)その他教授会、地位、財政に關する規定も設ける。

(備考)

教育の地方分^権の趣旨に則つて、国立総合大々を除く官立大々を地方に移譲しては如何との論が昨年末頃CIEの一部に起り問題となつた。文部省及び教育刷新委員会等は、官立大々の地方移譲は地方の財政負担力その他の理由からこの際不適当であり、大々については、むしろ大々の自由を尊重しその運営の自治を認め、方向に進むべきであるとした。教育刷新委員会は、国立大々の自治的経営をして有效ならしめるために、商議會(カウンスル)を設け、半外の審議経験者も加えて主として大々の予算、施設その他大々の運営について審議することとする案について審議した。

自立大ニ地方移譲の問題は現在には中絶^絶されてい^るが大ニ自治確立のため
立法的措置を講ず^る要あることはこの問題以來予^想せられていたところであ